CITY OF YOKOHAMA

環境影響評価技術指針の 改定について



技術指針とは 1.

- ▶ 環境影響評価条例第7条に基づき、次の事項を定めるもの
- (1)環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法、事後調査の方法
- (2) その他必要な事項
- ▶ 事業者は、本指針に定めるところにより、環境影響評価を実施し、図 書を作成

<これまでの経過>

- H11 当初のアセス条例に基づき制定 ※これ以前の要綱時代は、指導指針(技術要領編)として存在
- H23 条例全部改正に伴い策定 ※配慮書手続き追加、環境管理計画の内容を反映(温室効果ガス・生物多様性等)
- H25 一部改正(風力発電事業をアセス対象へ追加、方法書説明会の条例規定に伴う改定) H28 一部改正(地盤、安全にかかる部分の改定)

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

1. 技術指針とは

【参考】横浜市環境影響評価条例

(配慮指針の策定等)

第6条 市長は、環境影響について配慮すべき事項に関する指針として横浜市環境配慮指針(以下「配慮指針」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、配慮指針を改定するものとする。
- 3 市長は、配慮指針を策定し、又は改定するときは、あらかじめ、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、配慮指針を策定し、又は改定したときは、その旨を公告するものとする。

(技術指針の策定等)

第7条 市長は、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針として横浜 市環境影響評価技術指針を定めるものとする。

- 2 技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境影響評価を行うための項目並びに調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法
- (2) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項
- 3 市長は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、技術指針を改定するものとする。
- 4 <u>前条第3項</u>及び<u>第4項</u>の規定は、技術指針の策定及び改定について準用する。この場合において、これらの規定中「配慮指針」とあるのは、「技術指針」と読み替えるものとする。

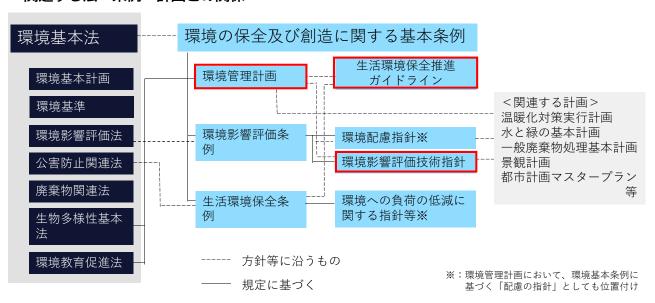
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA

-

1. 技術指針とは

R6~7年に改定を目指す計画・指針

<関連する法・条例・計画との関係>



1. 技術指針とは

技術指針の構成

<本編>

第1章 技術指針策定の趣旨等

第2章 計画段階配慮第3章 環境影響評価

第4章 事後調査

基本的考え方 図書の構成

<別表>

別表1 地域概況の調査項目 別表 2 環境影響評価項目

<別記>

第1 温室効果ガス 第2 生物多様性(動物、植物、生態系)

第5 水循環

第6 廃棄物・建設発生土

第7 大気質

第8 水質・底質

第9 土壌

. . . . 第19 地域社会

第20 景観

第21 触れ合い活動の場

第22 文化財等

別表2で規定した22項目の 予測評価の対象、環境保全 目標の水準、手法

ひらく都市 OPEN X PIONEER YOKOHAMA

その他、対象とする物質等を定める「解説別表」があります

1. 技術指針とは

環境影響評価項目 (別表2、指針p28)

環境の保全及び 創造に向けた 基本的な考え方	環境影響評価項目	
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス	
身近な自然環境の 保全・再生・創造	生物多様性水循環(地下	動物 植物 生態系 水位、湧水の流量、河川の形態・流量、海域の流況)
安心して 快適に生活できる 生活環境の保全	原棄物・建設発生土 (一般・産業廃棄物、建設発生土) 大気質 (大気汚染) 水質・底質 (公共用水域の水質・底質、地下水の水質) 土壌 (土壌汚染) 経音 振動 地盤 (地盤沈下) 悪臭 低周波音 電波障害 (テレビジョン電波障害) 日影 (日照阻害、シャドーフリッカー) 風害 (局地的な風向・風速) 安全 (土地の安定性、浸水、火災・爆発、有害物漏洩)	
快適な地域環境 の確保	地域社会(地域分断、交通混雑、歩行者の安全) 景観 触れ合い活動の場 文化財等	

明日をひらく都市 OPEN × PIONEER YOKOHAMA

2. 改定の考え方

- (1) 社会ニーズへの対応
 - ~政策目標の実現に向けて一歩踏み込んだ取組の後押し
- (2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ
- (3) 「ポジティブアセス推奨」の姿勢の明確化

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

6

(1) 社会ニーズへの対応~政策目標の実現に向けて

背景

生活環境の状況は改善。持続可能な社会の構築に向けた<u>社会変革(気候変動、自然資</u> 本/自然共生、循環経済)が政策の重点になっている

- ・今回の改定の重点は、気候変動・自然資本・循環経済にかかる内容を想定
- ・事業を通じた政策目標の実現に向けて内容を見直し

気候変動

- ・温室効果ガスの<u>予測対象拡大</u>(事業特性に応じてスコープ3も検討)
- ・2050年の脱炭素化を見据えた環境保全目標水準の引き上げ

自然資本/共生

- ・植物・動物・生態系の評価軸を「注目すべき種の保全」から広げる
- ・<u>評価項目「緑地」を追加</u>し、事業の実施による自然資本の変化を評価

循環経済

・環境保全措置として、資源の循環利用促進の観点を明示

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

自然資本:森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本(ストック)のこと 7

(1) 社会ニーズへの対応~政策目標の実現に向けて

背景

- ・R3年度に環境配慮指針改定、配慮事項に「グリーンインフラの保全・活用」を追加
- ・現行技術指針では、環境影響評価項目「生物多様性」の評価指標は「種の重要性」。 自然・自然的環境(≒保全・活用すべきGI)の状況を捉えきれていない
- ・環境影響評価項目及び細目、予測項目を見直し、「自然資本」としての評価を充実

<現行>

環境の保全及び創 造に向けた 基本的な考え方 環境影響 評価項目 細目 地球環境への 負荷の低減 温室効果ガス 温室効果ガス 動物 動物 価 頃目 物多様性 植物 植物 牛能系 生態系 (別表2) 身近な自然環境の 地下水位及び 湧水の流量 保全·再生·創造 水循環 河川の形態、流量 海域の流況

<改定後>

	1000	次定区,					
	環境の保全及び 創造に向けた基 本的な考え方	環境影響評価 項目	細目				
	地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス				
	身近な自然 <mark>及び</mark> 自然的環境の保 全・再生・創造	植物	植物				
		動物	動物				
	力學次十	生態系	生態系				
4	自然資本	緑地	緑の量・機能				
		水循環	・地下水位・湧水流量 ・河川の形態・流量 ・海域の流況 ・その他の水環境 ▼ 湿	日をひらく都市 OPEN×PIONEER 地、水田、 A			

(1) 社会ニーズへの対応~政策目標の実現に向けて



- ・基盤的な自然・自然的環境の変化を把握できる
- ・ (次のステップとして) 関連する評価項目と総合し「グリーンインフラの保全
 - ・活用」がどのようになされるかが評価可能となる
- ・既成市街地の案件での取組を後押ししやすくなる

<改定内容(案)>

30C13H (2K)					
環境の保全及び 創造に向けた基 本的な考え方	環境影響評価 項目	細目			
地球環境への 負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス			
身近な自然 <mark>及び</mark> 自然的環境の保 全・再生・創造	植物	植物			
	動物	動物			
自然資本	生態系	生態系			
目然資本	緑地	緑の量・機能			
	水循環	・地下水位・湧水流量・河川の形態・流量・海域の流況・その他の水環境			

関連する項目

- ・景観
- ・風害
- ・触れ合いの場

自然と共生する社会へ

(2) メリハリのあるベスト追求型アセスへ



- ・平均値や基準適合でよし、ではなく、事業者として目標をたてて社会に公表し、 目標に向けた環境保全措置をとっていくことが重要(委員意見)
- ・全部取り組みます、という姿勢は良いが、どの取り組みが重点なのか(委員意見)
- ・「目標クリア型」ではなく「ベスト追求型」であることを明確化
- ・法令・基準の遵守は前提としつつ、事業者負担も考慮し、アセスでの取組の重点化 (メリハリ付け)も検討
 - < 例 > 評価項目選定(非選定)の考え方を明示、環境保全目標水準の見直し

<環境保全目標水準の見直し>

・現状非悪化/事業者としての最大限の努力を評価(ベスト追求)できる目標の例示へ

現行指針の記載例

- ▶大気質の状況に著しい影響を及ぼさない水準
- ▶温室効果ガスの排出量が地球環境に著しい影響を及ぼさない水準
- ▶注目すべき植物種、植物群落を保全する水準

改定後

- ▶大気質への影響を最小限にとどめる水準
- ▶温室効果ガスの排出量を最小限にとどめる水準
- ▶「既存の植物群落が維持できる水準」を追加

(3) ポジティブアセス推奨の明確化



・負の評価だけでなく、より良い環境づくりの観点から事業が果たすプラス面の役割 がある場合には、それを積極的に評価することが必要(アセス学会等)

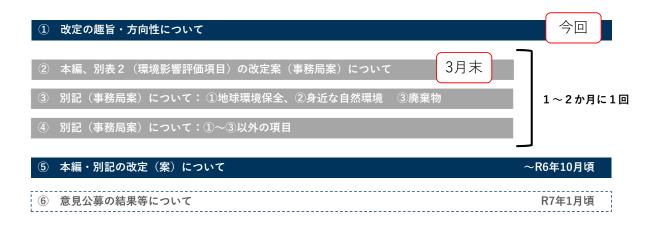
- ・プラス面の影響を評価できることの明確化
- ・環境保全目標にプラスの水準の目標を明記 (プラス水準の目標を明記する項目・しない項目はメリハリづけ)

<環境保全目標(プラスの水準)の例>

- ▶2050年に温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる水準(※)
- ▶創出する環境を指標する生物種が生息・誘因できる水準
- ▶良好な景観/緑豊かな都市環境を形成する水準

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

4. 環境影響評価審査会 意見聴取の進め方(案)



各環境影響評価項目の別記(事務局案)については、今後、 委員の皆様に個別にもご相談させていただきます。ご協力をお願いいたします。